

産業建設常任委員会記録

令和5年 第5回定例会		
1 日 時	令和5年12月14日(木) 午前10時00分 開会 午後 1時49分 閉会	
2 場 所	第1委員会室	
3 出席委員	小島 実 委員長 大島 久幸 副委員長 駒場 久和 委員 橋本 修 委員 宇賀神 敏 委員 石川 さやか 委員 鈴木 肅 委員 関口 正一 委員	
4 欠席委員	鈴木 肅 委員(午後)	
5 委員外出席者	なし	
6 説明員	別紙のとおり	
7 事務局職員	小太刀 事務局長 柳田 書記	
8 会議の概要	別紙のとおり	
9 傍聴者	2人	

産業建設常任委員会 説明員

職名	氏名	人數
副市長	福田 義一	1名
経済部	経済部長	竹澤 英明
	産業振興課長	能島 賢司
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘
	観光交流課長	渡辺 靖
	農政課長	池澤美紀子
	農村整備担当主幹	藤田 敏明
	林政課長	福田 光広
	観光交流課課長補佐	野口 敦
	農政課農村整備係長	榆木 成幸
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫
環境部	環境部長	関口 守
	環境課長	別井 渉
	廃棄物対策課長	金子 尚己
	環境課課長補佐	大出 薫
	廃棄物対策課廃棄物対策係長	橋本 浩一
都市建設部	都市建設部長	小磯 栄一
	都市計画課長	柏崎英一郎
	整備課長	山田 治夫
	維持課長	湯沢 浩
	建築課長	湯澤 一公
	建築指導課長	塙 純人
	建築課課長補佐	橋本 礼子
上下水道部	上下水道部長	高村 秀樹
	企業経営課長	倉澤 弘
	水道課長	関口 正視
	下水道課長	上田 悅久
	下水道事務所長	高久 治勇
	下水道課課長補佐	直井 誠司
	企業営業課下水道経営係長	岡崎 康衣
	水道課給水係長	荒井 康文
総合政策部	総合政策課長	齋藤 史生
	総合政策課総務係長	川田 孝郎
行政経営部	人事課長	小泉 宏
合計		34名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）について
- 2 議案第109号 令和5年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）について
- 3 議案第114号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 4 議案第115号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 議案第119号 指定管理者の指定について
- 6 議案第120号 指定管理者の指定について
- 7 議案第121号 指定管理者の指定について
- 8 議案第122号 指定管理者の指定について
- 9 議案第123号 指定管理者の指定について
- 10 議案第124号 指定管理者の指定について
- 11 議案第125号 指定管理者の指定について
- 12 議案第126号 指定管理者の指定について
- 13 議案第133号 鹿沼市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 14 議案第139号 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

令和5年第5回定例会 産業建設常任委員会概要

○小島委員長 開会に先立ちまして、お願ひいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、お近くのマイクより明瞭にお願ひいたします。

今回は改選後初めての常任委員会です。

正副委員長からご挨拶させていただきます。

改選後初めてということで、我々議員、委員、執行部の皆さん、我々は市民の負託に応えることが一番責務でございます。

市政発展に向けて頑張っていきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○大島副委員長 副委員長の大島です。

委員長の言ったとおりでございます。

委員長を補佐して頑張ってやります。

よろしくお願ひいたします。

○小島委員長 それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案14件であります。

それでは早々審査を行います。

はじめに、議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、産業建設常任委員会の関係予算を議題といたします。

執行部からの説明をお願ひいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、経済部所管の予算についてご説明をいたします。

補正予算に関する説明書、一般会計（第8号）の5ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から2段目、16款 県支出金 2項4目 農林水産業費県補助金の右側の説明欄、戸別所得補償対策事業費県補助金 487万5,000円の増につきましては、県の補助金を活用し、担い手に農地を集積する、農地集積協力金を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

上から4段目、2款 総務費 1項 11目 地域振興費の説明欄、1つ目の○、水源地域振興拠点施設整備事業費 7,977万1,000円の増につきましては、指定管理予定者と長期運営を見据えた計画内容を調整した結果、施設の整備費や備品購入費などにおいて不足が生じるため、増額するものであります。

次に、少しとびまして、25 ページをお開きください。

上から 3 段目、5 款 労働費 1 項 2 目 労働力確保対策費の説明欄、職業訓練センター事業費 759 万 3,000 円の増につきましては、職業訓練センターの実習棟の屋根の防水塗装修繕を行うための費用などを計上するものであります。

次の段、6 款 農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄、2 つ目の○、戸別所得補償対策事業費 491 万 5,000 円の増につきましては、経営転換協力金や、対象面積の増加に伴う地域集積協力金を増額するものであります。

同じ説明欄、2 つ目の○、農業近代化施設管理運営費 221 万 1,000 円の増につきましては、農業公社の育苗ハウス周辺のアスファルト舗装修繕などを行うための費用を計上するものであります。

次のページ、27 ページをお開きください。

一番上の段、7 款 商工費 1 項 2 目 商工業振興費の説明欄 2 つ目の○、工業振興推進事業費の 300 万円の増につきましては、デジタルビジネス推進事業補助金の申請件数の増加に伴い、増額するものであります。

次の行、5 目 観光開発費の説明欄、前日光つつじの湯交流館施設維持管理費 92 万 4,000 円の増につきましては、人事院勧告による報酬単価改定のため、会計年度任用職員の報酬・職員手当の不足分を増額するものであります。

次に、33 ページをお開きください。

上から 2 段目、11 款 災害復旧費 1 項 1 目 農業施設災害復旧費の説明欄、農業施設災害復旧事業費 9,189 万 2,000 円の増につきましては、令和元年災害復旧事業に係る建設工事請負費及び遅延損害金を計上するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第 8 号）の説明を終わります。

○小島委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。よろしくお願ひいたします。

引き続き議案第 107 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

引き続き 25 ページをお開きください。ちょっと戻っていただいて、25 ページです。

歳出について、ご説明いたします。

上から 2 つ目の段、4 款 衛生費 2 項 1 目「環境クリーンセンター費」の説明欄の○、「環境クリーンセンター管理費」88 万 1,000 円の増につきましては、燃料費高騰に伴い、施設の電気料に不足が生じるため増額するものであります。

次の○、2 目「ごみ処理費」の説明欄、「ごみ処理費」247 万 8,000 円の増につきましては、人事院勧告に伴い、会計年度任用職員の報酬を増額するほか、施設及び最終処分場の延命化を目的として、ガラス残渣を再商品化するための委託料を増額するものであります。

次の○、「ごみ処理施設維持費」361 万 2,000 円の増につきましては、計量室及び 1 号

焼却炉内耐火物の修繕に要する費用を増額するものであります。

次の〇、「一般廃棄物最終処分場維持管理費」67万1,000円の増につきましては、微生物を用いて水質を改善する「回転円盤」を駆動させる減速機の修繕に要する費用を増額するためのものであります。

次の〇、3目「し尿処理費」の説明欄、「し尿処理施設維持費」702万円の増につきましては、し尿処理施設における反応槽、混和槽等の清掃業務委託に要する経費を増額するためのものであります。

以上で、議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○小島委員長 柏崎都市計画課長。

○柏崎都市計画課長 都市計画課長の柏崎です。 よろしくお願ひします。

議案第107号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）について」のうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和5年度補正予算に関する説明書」の、ページ戻っていただきまして、3ページをお開きください。

下から2段目、15款「国庫支出金」、2項4目「土木費国庫補助金」、右側説明欄の「都市計画道路整備事業費国庫補助金」2,660万円の増額につきましては、国庫補助金の追加要望に伴い、補正をするものであります。

次に、7ページをお開きください。

一番下の段、22款「市債」、1項4目「土木債」右側説明欄の「都市計画道路整備事業債」 2,390万円の増額につきましても、国庫補助金の追加要望に伴い、補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

27ページをお開きください。

上から2段目、8款「土木費」、2項3目「道路維持費」、右側説明欄の「道路維持管理費」 7,750万円の増額につきましては、市道の維持管理の推進を図るため、補正を行うものであります。

補正内容は、市道の修繕料及び市道3路線の舗装補修工事費等であります。

次に、その下の段、3項1目「河川維持費」、右側説明欄の「河川維持管理費」 1,340万円の増額につきましては、普通河川の維持管理の推進を図るため、補正するものであります。

補正内容は、普通河川の護岸修繕料及び桟窪にあります西川の護岸補修工事費であります。

続いて、その下の段、4項3目「街路事業費」、右側説明欄の「都市計画道路整備事業費」 5,900万円の増額につきましては、都市計画道路3・4・211号鹿沼駅東通りの整備

に係る権利者との調整状況を踏まえ、補正を行うものであります。

補正内容は、工事費及び土地購入費、工作物等の補償金であります。

次に、その下になります、6目「公園管理費」、右側説明欄の「公園緑地維持管理費」607万5,000円の増額につきましては、公園の維持管理の推進を図るため、補正を行うものであります。

補正内容は、朝日町にありますせせらぎ水路に架かる木橋の撤去及び貝島町にあります星の宮公園の大型遊具補修に係る費用であります。

以上で、議案第107号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）について」のうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○小島委員長 倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。よろしくお願いします。

議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）のうち、上下水道部所管のものについて、ご説明をいたします。

補正予算に関する説明書、23ページをお願いいたします。

上段から3段目になります、4款 衛生費 1項3目「環境衛生費」の説明欄、「公共設置型浄化槽の施設維持管理費」653万4,000円の増につきましては、公共設置型浄化槽の修繕料及び県道下日向栗野線の道路改良工事に伴い、マンホールの移設等を行うための工事費について増額するものであります。

以上で、令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）のうち、上下水道部所管のものについての説明を終わります。

○小島委員長 質疑を受ける前に、傍聴者に注意いたします。

傍聴者は、報道関係を入れて5名と決まっております。

今現在6名入っているということで、すみませんけれども、その最後に6名入られた方、ルールを守っていただきたく、退席願います。

ご協力ありがとうございます。

それでは、質疑のある方は順次発言を許します。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとまず、質疑の冒頭でちょっと委員長にお願いしたいことがあります。

今回のこの107号の災害に係る工事請負代金未払いの関係予算について、これ、3つ、ちょっと審査をお願いをしたいと思います。

工事代金の適正性、それと本未払いが判明した3月10日までの職員のコンプライアンス違反、3つ目、本未払いが部長に報告された令和5年3月13日以降の執行部の議会対応についてお願いをしたいと思います。

現在は、臨時の産業建設常任委員会は、12月8日と11日の2回開催をしておりますけれども、1番目の工事請負金額の適正性のみについて、執行部から資料が提出され、審査を行っている最中であります。

こちらについても、まだまだ疑惑が多く残っておりますが、2

番目の未払いが判明した令和5年3月10日までの職員のコンプライアンス違反と3番目の未払いが部長に報告された令和5年3月13日以降の執行部の議会対応についても、しつかり質疑を行い、本案件が解明されるように、委員長にお願いを申し上げます。

というのも、実は同じ例が岡山県高梁市で、今ちょうどやっております。

そこについては百条委員会、それと、特別調査委員会もね、これ、ちゃんとやっているのですね。

ここでちゃんとやらないと、「鹿沼市は何やってるんだ」ってなりますので、どうかそら辺をよく吟味してもらいたくて、委員長にお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○小島委員長 今回提出された議案につきましては、その損害賠償とか、それから、今鈴木委員が言ったことはもちろんわかるのですけれども、とりあえずこの委員会は、ちょっとそれからは、対策的なことを、今後の政策的なことを検討するのには、ちょっとこの立場とは違うので、またこの委員会、常任委員会が終了後、新たに申請していただきたいと思います。

はい、大島副委員長。

○大島副委員長 鈴木委員が言うのはもっともなところがあるので、この委員会でしっかり調査をしていきたいと思って、事前に質問書を提出させていただきました、私の。皆さんのおところにお配りになっていると思うのですけれども、まずそれに沿って、多分事前質問したのは私だけだと思うので、それに沿ってお答えをいただきながら、よく精査をしていきたいと思うのですけれども、委員長、よろしいでしょうか。

○小島委員長 はい、それはもちろん、この前、事前通告ということを認めましたから、そのルールに従ってやっていただきたいと思います。

○大島副委員長 はい、委員長。

○小島委員長 はい。

○大島副委員長 それでは、令和元年災害復旧工事に係る工事代金の未払いについてということで、事前質問をさせていただいたペーパー及びそのフローチャートを皆さんのおところに配ってあると思うのですけれども、それに沿って、ご説明を願いたいと思います。

1つ目はなぜ未払いになったのか、遅れた理由とその原因は何かということで、正常な工事発注から支払いに至る経過を図示して、このフローチャートにしていただきましたので、こういうことで、わかるようになったと思いますので、こうなると、どの部分で何が遅れて何が原因だったのかを明らかになってくるのかなと思います。

これまで概要説明いただきましたけれども、多くの被災箇所と金額、発注業者不足、そういったことを説明いただきましたけれども、他の災害復旧事業でこのようなことがなかったようなので、この案件だけ、なぜ遅れたのかをしっかりと説明を願いたいということあります。

それは、担当者の対応や上司の対応や、部全体としての対応、業者の対応など、どのようになっていたかであります。

それについて加えて、これだけ遅れると、この金額だと、会社もつぶれてしまうような状況ではないかと思っていたので、業者からも、矢継ぎ早の請求があったのではないかなどと思っているのですけれども、そんな状況はどうだったのか。

それと、担当者も多分請求を起こしたいから、「現場でやった見積りとか、請求書の明細を早く出してください」というようなやりとりもあったのかと思うのですけれども、そういったところも遅れていたように伺っていますので、そういったところも説明いただければと思います。

あわせて、こうなった原因には、技術員、技術者の不足がなかったのか。緊急時における他の部署との流動的な人事配置のその転換等は可能ではなかったかどうかなどもあわせて、お答え願いたい。

それで、2点目は、災害復旧事業の内容について、この契約が正しく行われたかどうかというのと、1つ皆さんの疑念にあると思うので、口頭による発注が正しかったのか、口頭による発注内容はどうだったのか、それは、工事範囲や工事期間、工事内容、工事金額などの指示がなされていたのかどうか。

後で工事契約書を交わしているということなのですけれども、その内容をどのように、担当部署としては作成したのか。これも工事範囲や工事期間、工事内容、工事金額などの設定、それについて、業者の申告のみで、担当部署としての積算根拠などがあったかどうか。

工事内容は正しく施工されたのかどうかもあわせて伺いたい。

完了検査をどのように行ったのか、工事写真や工程の管理、納品書、工事日報、数量の拾い出しの根拠、また、完成の完成検査印、完成検査を行った日とか、完成報告書などを、本当は見せていただければと思っていました。

次に、工事金額は、本当に正しかったのか、業者の申告どおりできちんとチェックがなされていたのかどうか、それについては、工事の内容や施工図や、施工図としては施工前と完成の姿、それをしっかりと表して、工事が行われたのか。

工事の施工数量の拾い出しや単価の設定なども教えてもらいたい。

3点目として、この事案に対する職員その他の処分は正しかったのかどうか、処分される職員の範囲、期間、減給、金額の内容です。

4点目として、以前資料でいただいた69ページの時系列説明の中で、令和4年度が丸々抜けていたので、この時期に何か対処できなかったかどうかということを伺いたい。

最後に、今後の対策と再発防止ということで、再発防止に対する行動計画をしっかりとつくっていただきたいという、事前質問であります。

順次お答えいただければと思います。

○小島委員長　はい。ただいま5つの質問が上がりました。

説明、よろしくお願ひいたします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。よろしくお願ひいたします。

それでは、大島委員の質問にお答えいたします。

皆様のところに、事前通告いただきましたとおり、図示をさせていただくため、書類をつくらせていただきました。

こちらの資料とあわせて、議案のほうの資料と一緒にご覧いただいてもよろしいですか。

黄色のファイルのほうの、はい、黄色のファイルのほうの1ページですね。こちらに、本事案に係る工事の表が載ってございますので、あわせてご覧ください。

まず、一般的な工事の流れということで、これを図示するということで、A3の用紙、向かって左側に図示をさせていただきました。

これは、一般に工事を行う場合、どのように流れていくかというものです。

これに基づきまして、本工事ではどうだったのかということで、まず真ん中のところ、こちらは国庫災害復旧の事業の流れを図示させていただいております。

それで、この工事につきましては、まずは、現場測量等が入りまして、国庫の災害査定というものが、令和元年12月9日・10日に行われました。

その後、設計書のほうの作成に入っております。

設計書のほうは、令和2年2月25日に作成が終わり、手元に届いております。

指名競争入札をするに当たって、業者選定、こちらは、令和2年の2月27日に行っております。

このときの指名業者数は11社でございました。

入札につきましては、令和2年3月23日に実施です。

それで、このとき、この工事のほかに15本、計16件の工事の入札を行いましたが、落札されたものは2件だけがありました。

ほか、落札にならなかった不調のものについては、随意契約で行うことになったのですが、指名業者が全て辞退してしまったということで、業者選定ということで、業者さんに連絡をとりながら、一生懸命探したところなのですが、この工事につきましては、もう一番最後まで業者さんが決まらなかつた案件ということです。

業者さんの方に受けさせていただきまして、契約が令和2年3月30日に行われております。

その後、この契約していただいた業者は、この工区のほかに、2つの工区を受注していただいております。

その2つの工区が、本事案の南側に位置するところでありますと、南から順次工事を進めてまいりました。

今回、どの部分が遅れたのか、その原因は何だったのかということで、遅れた部分に、黄色で印をつけさせていただいております。黄色く塗られているところが遅れた部分と

ということで、ご覧ください。

それで、実際にこの工事現場に入れた、この設計の工事が、始めることができたのは、令和2年の11月上旬になってからです。

理由につきましては、南から工事を進めて順番にやっている間に時間がたっており、人員不足というのが、業者さんほうでもございました。

その間に雑草が繁茂し、通常の農地の工事では想定していない草刈り作業ですとか、そういういった作業が発生してまいりました。

それで、実際にこれは追加施工分として発注することにはなりますが、着手できた、雑草の草刈りに着手できたのが、令和2年の9月の5日ということです。

それで、この9月の5日に草刈りが終わって初めて、11月の上旬に工事が始められたということでした。

この部分でまず施工の遅れが出ております。

それで、施工するに当たりまして、立会い、打ち合わせ等を順次実施していくことになるんですが、この時点では想定をしていなかった事態がたくさん出てきてしまい、変更する内容の工事数量の把握、これがまずできなかつた、把握することが遅れてしまったということです。

それで、把握できないまま工事は進めてまいりました。

それで、本体工事である国庫災害事業につきましては、変更の契約が4回されております。

それで、この工区につきましては、工事の完成は令和3年4月30日でした。

それで、完成通知、工事資料の提出、こちらは令和3年4月30日、令和3年5月10日に検査を行い、同日、検査終了で検査結果調書を作成しております。

工事の引き渡しも同日に行われ、令和3年7月7日に請求書を受領し、支払い手続を行い、令和3年7月30日に工事は、振り込みが完了し、工事終了しております。

それで、先ほど工事の数量が把握できなかつた部分ということですが、ここにつきましては、数量が把握できたものから順番に、附帯工事として発注をしていきました。

附帯工事として、きちんと発注ができたものは3件です。

この3件につきましては、全て完了しているところです。

それで、この国庫災害の事業は完了したと申しましても、実際には、国庫災害事業のエリアの中で、当初見ていた施工で、その部分の面積に対して、さらに掘ってみたら、想定以上のごみや瓦れきが出てきてしまったということで、さらに、土砂を浚渫、撤去した上で、新しい土を入れなければならない、その部分については、同じ部分でありながら、国庫災害事業では見られないので、市の単独事業として、附帯工事として発注していくかなければならないということになるので、国庫の事業は国庫の事業だけで、その面積が終わるのではなくて、同じ面積で、附帯工事も出ている、ダブっているというふうに考えていただきたいと思います。

そういう中、工事数量が把握できた3件については、全て完了していたところなのですが、この把握できなかった部分というのが、今回問題になっている、右側のところになります。

こちらが国庫の事業1件、附帯工事3件以外の追加施工なのですが、口頭により発注というのが、令和2年の4月17日から令和3年の4月23日の間に、複数回にわたり口頭による発注が行われておりました。

これにつきまして、まず契約、これができないない。

どの部分が遅れたのかというと、この部分で、契約書の作成が遅れていた。

その原因としましては、工事数量の把握が不可能であった。そういうことになります。

工事を進めていきながら、この工区に関しても、変更の協議、工事指示書というものを、この部分の打ち合わせの中で、想定外のもの、石がたくさん出てきてしまった、ごみがたくさん出てきてしまったということで、農地の事業の中では想定していなかったことがたくさん出てきてしまいまして、工事の数量が遅れた原因としては把握できなくて、想定外の被災を受けていた場所ということになります。

この案件だけ遅れてしまったという、まさに原因というのが、この想定外の被災と考えております。

この工区ですが、最初は土があると思っていたところに、そのような設計を出していきたところに、掘ってみたら、石・ごみ・流木・路盤、その他いろいろなごみが埋設されているような状態であった。

積算基準がないものというのもございました。

業者さんのほうに積算基準がないものですし、見積書の提出を求めてはいましたが、数量が把握できることには、業者さんの方でも見積書が提出できない、そういう状況であるということで、双方でこれは理解をしておりました。

それで、この現場ですが、水路は、狭い水路が多いところということもありまして、小型重機が必須になります。

なので、この工区に使っていた、小型の重機を使うということで、協議の末、そのようにしております。

そういうことで、変更等の協議をする中で、追加施工というものがとても多くなつてしまつた現場ということです。

それに加えまして、人員不足ということで、この災害時におきましては、業者さんの、建設業界の人材不足というものもございました。

その点につきましても、そうですね、令和2年の2月、鹿沼市で指名競争入札したものの、17件に対して12件が落札ということで、やはり農政課以外のところでも、不調になる案件も出ている状態でして、そういうこともあったために、市としては、特例措置を設けるということで、予定価格を500万円未満を対象とする指名競争入札を5,000万円未満までに拡大しております、拡大いたしました。

そのほか、予定価格に対する対象ランク、このランクの拡大というものも行っております。

その他、現場代理人及び主任技術者の兼務の緩和ですか、近接工事の受注制約の適用除外、随意契約の活用及び繰り越しの適切な実施ということで、こういった特例の措置を行い、この事業を進めてきたわけですが、人員が不足しており、下請や人工を用意するにも、なかなか難しい状態があった。

大きな災害だったために、鹿沼市職員の技術職員も、事務職員も不足している状態ということで、農政課の農村整備係のほうでは、技師がたくさんの現場を持つような状態となっていました。

これは、それ以降につきましては、ほかの業者さんも皆さん、同じだと思うのですが、天候の不順というもので、令和2年、3年、令和3年の、令和2年の4月・5月あたりはかなり、急に雨が降ったりとか、ゴールデンウィークの天候不順等もございましたので、皆さん、現場のほうを進めるに当たっては、かなり苦労したと思われます。

それにあわせまして、材料の入手困難というものもあり、河川や道路の工事がとても多かったために、コンクリート製品の入手にかなり苦慮したところです。

それに加えまして、今度、令和2年になりますと、コロナの影響もあり、輸入がストップするようなこともあります、資材の入手はかなり困難な状況がありました。

また、近隣で同じような農地の被災が多かったために、黒土、これがもう需要過多の状態になり、黒土の入手というのも、とても大変なものになっておりました。

そういった中、工事数量の把握ができないために、契約書を作成することができず、もちろん契約書がないということで、支出負担行為決議書の作成もできていない状態であったということです。

それで、その後、令和3年6月1日、この日に、業者さんのほうから、「工事が終りました」ということで報告をいただき、見積書の提出をいただきました。

見積書の提出はいただいたところなのですが、契約をしていないために、業者さんのほうでも、完成通知書、これが作成できず、提出が遅れておりました。

完成通知書のほうは、提出はできませんが、工事資料、こちらの提出がございまして、令和3年7月1日に資料は提出していただいております。

それに基づき、工事検査は、令和3年7月6日に実施しております。

それで、7月6日に工事が終了しましたが、検査結果調書、こちらの作成はしなかつたということになります。

これは、遅れている作業の1つですが、原因としては、契約書がないためにつくらなかつたということになります。

その後、工事の引き渡し、請求書の受領、支払い手続、振り込み完了というものは、全てできていない状態で、現在のように支払いが遅れているということになります。

この支払い手続ができない原因というのが、まさに契約書がないということで、この

ときもう担当者の方でも把握していたものたちにも、当たることにはなるのですが、契約自体が、もうこの時点で、予算がないものに対して、契約が果たして成立するのかどうか。

口頭で発注したものに対して、今は弁護士相談に私も行きましたので、口頭で発注したものも、きちんと成立しているということはわかるのですが、当時はそういうことも知っていないですし、果たしてこの契約が成立するのかどうか。

それで、予算がない状態がずっと続いている。

こういう状態で、じゃあ、契約が成立しているかどうかわからないものへの支払いの義務というのはどういうものなのか。

どうやって、予算がないもの、契約していないものを支払っていったらいいのか、支払いの方法、こういったものもわからない中で、予算の要求ができなかつたということです。

それで、正常な工事発注から支払いに至る経過というものを、この図により、ちょっと説明をさせていただきましたが、この事案概要の説明の中でも、多くの被災箇所と金額、受注業者の不足、これがあったわけなのですけれども、この案件だけ遅れた理由というのは、まさに想定をしていない被災があった。そのために、工事数量の把握がまずはできなかつた。これがまず1つ大きな原因かと思います。

この業者さん、ほかの工区については、きちんと見積書も提出されていますし、期限内に終わり、工事も完了し、支払いまで済ませることができました。

それで、この工区の被災、想定外であったということは、現場に行っている職員のほうも、掘っても掘ってもごみが出てくるということで、把握をしていたところです。

この案件なのですけれども、想定外の被災で、担当者の対応ですとか、上司の対応、部全体としての対応、業者の対応と、どうなっていたのかということで通告いただいておりますが、黄色のファイルのほうの2ページをご覧ください。

この2ページなのですけれども、これが、工事完了後の経緯及び問題点ということで、表にまとめさせていただいたものになります。

令和3年の6月に、受注者から工事完成の報告を受け、関係者3人は、見積書を受領し、中身を確認、事業費を把握したが、下線がついている部分ですね、予算がないことを確認しつつも、業務に忙殺される中、補正予算要求の事務手続を怠り、先送りにしてしまったということです。

まずここに問題があったと考えます。

なぜ先送りにしてしまったのか。

担当者、上司ともに、口頭で発注した工事は成立して、有効なのかということで、先ほど支払いの手續ができなかつたというところでも説明をさせていただいたんですが、予算がないものに対して、契約が成立するのか、そういった事務手續をどうしたらいいのかというものがわからなく、どうしていいのかわからない、どうしたらよいか判断が

できず、結果的に報告すること、相談することもできなくなってしまったということで、これは結果だけ見ると、職務怠慢ということになるかと思います。

次に、問題があった点なのですが、これは、令和4年4月に、私が課長になった時点での、本件があることをまず把握することができなかった。

これは、資料の中段の下線がついているところをご覧ください。

令和4年7月20日、このときに、受注業者から通知を受領した際、このときに把握することができるタイミングがあったはずなのです。

こういったチャンスがあるにもかかわらず、私が上司として部下が報告を上げることができるように環境、風通しのよい職場づくり、こういうことができなかつたということとで、これは私に責任があると考えております。

また、本件、3月に事実を知ってから現在まで9カ月近く経過しております。

これは事実の確認や調査に時間を要してしまったということは、これは私の力不足であります。

その点につきましては、大変申し訳なく思っております。

それから、技術員、技術者不足はなかったかということなのですが、通常時から慢性的に、市職員の技術者は不足しております。

事、災害時においては、農地だけでなく、道路や河川、そういったところでも復旧工事もあり、市民の生活を取り戻すために、市全体で復旧作業に当たっておりました。

その中で、農政課に限らず、どの部署でも職員は不足していたというのが事実です。

緊急時における他の部署との流動的配置転換、これがなかったのかということなのですけれども、それにつきましてはございました。

実際に、当時、令和元年当時ですが、技師が3名、事務職員が1名、4人体制でやっておりましたが、災害によりまして、令和2年には、増員、4人、技師が4人、事務職員が2人ということで、6名体制で復旧作業に当たっておりました。

令和3年になり、技術職員が4人、事務職員が1人ということで、事務職員が1名減員となっております。

そのほかにも災害発生当時には、流動的に他部署から技師の派遣を受けて、災害復旧に臨んだところです。

ですので、緊急時における措置というものはございました。

また、通告書にない部分で、業者さんから請求がされなかつたのかといふところなのですけれども、支払いは後日する旨を伝えた後、電話などで催促はされておりました。

また、令和4年7月20日、そのほかに、私が調べをしている間の令和5年5月8日、この2回にわたり未精算金がある旨の通知、書面で意思表示をしております。

それから、早く見積りを出すように言わなかつたのかということなのですが、もちろん担当者は出すのが難しいことはわかっているながらも、数度にわたり、催促をしております。

特に、繰り越し予算の締め切りのときなどには、何度も電話をしたと聞いております。

ただ、想定をはるかに超える被災のため、次々と追加で施工するとなる状態で、数量の把握はとても困難なものであり、見積書の作成は難しかったと考えております。

それから、2番のほうの説明に移ってもよろしいですか、続けて。

○小島委員長 はい、どうぞ。お願いします。

○池澤農政課長 はい。

2番で災害復旧の内容についてということなのですが、口頭による発注は成立、口頭、契約は正しく行われたのか、口頭による発注は正しいのかということなのですが、口頭の発注は、口頭による発注は成立すると認識しております、こういった緊急時、災害時においては、口頭での発注も正しいと考えています。

発注内容、口頭による発注内容はどうだったのかということなのですが、この発注内容は、担当者と施工業者で、現場の被災状況ですとか、平面図、そういったものを利用しながら、確認をして、工事範囲、内容を協議して決定しておりました。

なので、現場での立会い、打ち合わせ等の実施ということはしていた、きちんとしていたということです。

そんな中、工期というものは、令和3年度の水稻作付が可能な時期である、令和3年6月中の完成ということで依頼をしておりました。

工事金額につきましては、現場において計測した概算数量及び概算金額と、施工業者が作成した見積書により協議をする予定でしたということです。

次に、後に契約書を交わしているその内容、どのように作成したかというご質問ですが、契約書の内容は、令和3年6月1日に業者から提出された見積書、この内容から、未払い部分の工事範囲や内容、金額を確認して作成しております。

設計数量については、見積り数量から契約済みの数量の控除をし、金額比較の設計、比較設計をそのまま、金額比較の設計書をそのまま採用しているということになります。

それで、工事期間については、施工時期から設定をしております。

それから、工事の内容は正しく施工されたのかということなのですが、工事の内容につきましては、令和3年の7月1日に工事資料の提出をいただいておりまして、その完成書類ですか、当時の現場の状況、立会いをしている記録、そういったものから、適正に施工されている。

現在、農地の所有者からは苦情もなく、営農も再開できており、なお、営農は皆さん、継続ができている状態です。

続きまして、完了検査をどのように行ったのかということなのですが、完了検査につきましては、令和3年7月6日に、経済部内の他部署の技術職員が実施しております。

完成書類の中にある工事の写真ですか、日報、数量、そういったものから、内容が適正であるということを確認しましたが、このときに完成検査報告書等の書類は作成しなかったということです。

次に、6番目で、工事金額は正しかったのか、業者の申告どおりなんじやないのかというご質問なのですが、工事金額につきましては、施工業者から提出された見積書に対し、既にある平面図などをもとに比較設計書を作成しております。

これは11日（月曜日）にもお話をさせていただきましたが、この比較をしたところ、施工業者さんの見積書の見積りの額のほうが、安価であったということです。

この比較設計書では、黒土、購入する土ですとか、労務単価、あとは施工歩掛など、代表的なものというものは、標準単価を採用して作成しております。

また、通常の場合であれば、掘削や盛土などを数量に対する施工歩掛、これが存在するのですが、今回の農地災害復旧工事においては、ごみですとか、流木、そういうものが多く混入していたために、一般的な施工歩掛というものが使用できない。

そのため、実際にかかった人工ですとか、使用の機械、こういったものは、日数をもとに積算をしております。

それらについては、ほぼ見積りどおりの日数を採用して、単価において市の基準と比較することが、一般的、ほかの工事でも、こういうことをやっているということは確認が私のほうでできております。

ここまでで、2番のご説明とさせていただきたいのですが、この後、私のほうから、4番目の説明をさせていただいてもよろしいですか。

○小島委員長 はい、どうぞ。

○池澤農政課長 はい。

4番目で、黄色のファイルの資料の69ページ、こちらが、令和4年度のところが丸々ないということなのですけれども、この時期に何か対処することができなかつたのかということで、このときに対処できなかつたのかということになりますと、対処ができなかつたとお答えする以外にできません。

これは先ほども申し上げましたが、令和4年に、4月、私が課長になったときに、この事実を全く把握することができず、令和4年の7月20日に一度チャンスがあったにもかかわらず、そのときにもこの事実を知ることができなかつた。

これは、風通しのよい職場、報告しやすい環境というものを、私のほうでつくることができなかつたということは、私に責任があると考えております。

大島委員からの質問で、私のほうからお答えできるのは、ここまでということで、説明を終わらせていただきます。

○小島委員長 はい。説明ありがとうございました。

続いて、3番・4番、あ、3番・5番かな。の説明。

小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願ひいたします。

大島委員からの事前の質問のうち、私のほうから3番と5番の内容について、説明をさせていただきたいと思います。

まず、職員の処分につきましては、当時の農政課の関係職員3名をそれぞれ、10分の1を4カ月、10分の1を3カ月、10分の1を2カ月の減給の処分といたしました。

処分の日付は12月4日となっております。

こちらについては、各議員さんのタブレットのほうにも、お伝えしていると思います。

この処分の内容につきましては、鹿沼市職員の懲戒処分に関する基準の、先ほど池澤課長のほうからも説明ありましたとおり、職務怠慢に該当するものであり、こちらの職務怠慢につきましては、減給、または戒告相当の懲戒処分になります。

金額の多さや、当該職員の職位等を勘案しまして、より厳しい減給が相当であると考え、庁内の綱紀委員会で審議し、市長が処分の内容を決定いたしました。

なお、鹿沼市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例において、減給の場合の範囲が定められております。

減給の場合は、6カ月以下の期間で、10分の1以下の額を減ずるとされていることから、この範囲において処分を決定いたしました。

実際に減額となる金額は、期間中の給料と勤勉手当等の各種手当の3名の合計で約100万円が見込まれております。

あわせて、管理監督者として、現在の経済部長と農政課長を文書訓告の処分とさせていただきました。

また、市長、副市長をはじめとする特別職の減額については、今回、議案で提出をさせていただいておりますが、一般職の地方公務員とは異なり、責任のとり方に全国的な基準はございません。

そのため、他市町村においては、事案の内容や関係職員の職位や人数などにより、減額の内容を決定しているようあります。

本市でも同様の考えにより、他市の同様の例を参考に、市長及び副市長が自ら管理監督責任をとるため、100分の30に相当する給与を、3カ月間減額するということで、今議会に議案を提出しております。

続いて、5番の再発防止策について、ご説明をさせていただきます。

まず、職員個人が今回のケースを他人事としてではなく、自分事として再認識するため、大きく分けて4つの取り組みを進めるとしております。

まず最初に、リスクチェックシートによる職員アンケートを実施いたします。

全職員を対象にアンケートを実施し、アンケートの結果、事案によっては、ヒアリングも実施する予定でございます。

次に、2番目として、担当部局でそれぞれ策定されている業務マニュアルの見直しを行います。

業務マニュアル、様々なものがございまして、入札事務マニュアル、変更契約マニュアル、随意契約事務マニュアル、修繕マニュアル等の見直しを図りまして、特に災害など、緊急時の対応について追記をさせていただきたいと考えております。

その他、各部局で管理しているマニュアルについても、チェック体制の強化や役割などのリスクを想定した見直しを全庁で実施したいと考えております。

なお、見直した箇所については、全庁的に共有を図りたいと考えております。

次に、3番目、課長級以上の管理職を対象とした、職員研修を実施いたします。

研修には外部講師をお招きしまして、リスクマネジメント特別研修を2月上旬に実施する予定でございます。

内容につきましては、組織として、必要不可欠なコンプライアンス遵守、リスク管理について、報告の遅延防止、ヒヤリハットの共有、事故に対する初動対応の実現のために、日常的に管理職として備えておくべきコミュニケーション能力について学びます。

最後に、再発防止の取り組み方針の策定です。

1月下旬を目安としまして、全庁的な再発防止の取り組み方針を定め、公表を予定しております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長　はい、竹澤経済部長。

○竹澤経済部長　先ほど、令和4年度の対応について、私からも一言述べさせていただきたいのですけれども、やはり4年度に、きちんと報告や相談、こういったものを受けたれば、その時点で解決のほうは早期にできたのだと、私も思っております。

それができなかった要因として、やはり職員の職務怠慢というのはもちろんあるのですけれども、その当時、私、経済部全体を管理監督する立場の経済部長でございますので、先ほど池澤農政課長が、「私の責任です」というようなことを言っておりましたが、これは当然、私も、重く責任を受け止めているところでございますし、一方で、やはり組織として、こういった情報共有とか、こういうチェック体制、こういったものが图れなかつたという反省点が非常にあります。

そういう点では、先ほど小泉人事課長が申し上げたように、そういう体制を今後強化していくかなくてはならないということで、再発防止を徹底してまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長　はい、説明は終わりました。

大島委員。

○大島副委員長　事前質問をさせていただいたので、ちょっと私が優先的に再質問させていただきたいと思うのですけれども、本工事の流れ、図示で示して、フローチャートで示していただいたので、よくわかるようになりました。

その中で、本案件は国庫、激甚災害による国庫補助の災害査定の中で流れてきたということで、確かに忙しい時期で大変な災害だったですから、やる業者も大変、担当する人も大変だと思います。

池澤課長には、大変苦しい答弁をさせてしまったかなと思っているのですけれども、

本当に申し訳ないですけれども、中を明らかにしていくということで、ご勘弁願いながら、聞いていきたいと思うのですけれども。

まず、不調になつたので、随意契約で契約をなさつたと。

入札が令和2年の2月23日で、随意契約で何とか、その業者を探し、1週間で探し出して、3月30日にこの随意契約をやつたと。

その随意契約から工事施工まで、7カ月あるじゃないですか。

契約した以上は、契約者の責任で現場をやるのだと思うのですけれども、その間に夏場に草が生えてしまった。

草が生えて、それで、できないからって、その草刈りを追加でみるというのはどうかなと思うのですよね。

受けた以上は、自分で現場をやるから、草が生えようが何しようが、それはもう業者の責任かなと思っていたのですけれども、随分親切な市役所だなど、これは思いました。

そんな中で、それは、そういうことをやりながらも、大変な現場だから、お互いにみられるところはみながらやろうということだったとは思うのですけれども、逆に、そういうことをやっているから予算がなくなってしまうのかなと思いながら、それで、工事の内容については、想定外の案件であったと。

単に、その土砂の撤去だと思っていたら、瓦れき、家電製品はある、自転車は流れている、流木はたくさんとか、そういったことで、内容はわかりました。

それに対して、今度工事が進んでいくわけですけれども、追加追加で口頭による発注が、4月17日から令和3年の4月23日、1年間にわたって、口頭による発注があるわけですよね。

1年間ですよ、だから、その中で、もうちょっとこう、きちんとそれが文書による、何かやりとりができなかつたのかなというのは、残念でなりません。

その遅れの原因で、黄色い枠で、想定外の被災である、それが一番の原因だ。

単独で行うことはなかつたけれども、本当に想定外の部分だったというのは、わかりますけれども、返す返すもこの1年間の間に何かできなかつたのかなというのは、残念です。

それと、工事のその検査に至る流れをこれで見せていただいたら、工事完成が令和3年の6月1日ということで、何か完成の通知があつたのですよね。

通知が、通知というか、1日に完成したということも正式に通知があつたのは1カ月後の7月1日だと。

工事の、多分写真とか、いろいろその関係書類が出てこないと、正式な完成にならないので、そうだったかと思うのですけれども、その1週間後に工事検査をなさっています。

それで、これは前回のヒアリングで、橋本議員なんかも、契約書がない中で、その適正な検査ができたのかどうかという疑問がありましたけれども、この完成通知による工

事資料というのが、検査の原資になったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

それと、調書作成の遅れということで、令和3年7月1日の原因で契約書がない。

その下の令和3年7月6日の検査結果の調書、この調書もつくれていない。

これにも契約書がないと、

ずっと、やっぱりこの契約書がなかったのが原因というふうになっていますから、返す返すもこの契約書をつくれなかつたのは本当に残念だなと思っています。

令和4年で、ここでも、令和4年度のフローチャートがないですから、まるっきり令和4年度、1年間まるっきり空いてしまつたんですね。それが本当に残念でなりません。

最初にいただいた黄色いファイルの2ページを見ても、3年の6月から1年間、報告がなかつたんですね。4年の7月20日まで。

それで、4年の7月20日から、確かに5年の3月10日まで、8カ月間、上司の方もそれを把握することができなかつた。

把握して、ちょっと不思議なのは、把握したら、すぐ上司に伝えるのか、だから、市長、副市長にも伝えるべきかなと思っていたら、2カ月間、これ、やっぱり担当部署で温めてしまつて、市長、副市長にもう2カ月後に、これを報告しているのですよね。

何か聞いたら、やっぱり原因を正確に把握しないと報告できないようなことをおっしゃっていたのですけれども、それよりも、やっぱりホウレンソウは、「報告を早くして、原因はそれから調べます」みたいなことではないかなと思っているのですけれども、何か、いろんなところで、そういうことが遅れ遅れになつてたようないいのが、これで明らかになつたような気がします。

それで、多分、善意の職員の方が、職務怠慢というようなことをおっしゃっていましたけれども、悪意のある行為で遅れてきたのではないというのは、私は理解しました。

職員の皆さんを信用すれば、「工事の内容についてもきちんと精査されたんだろうな」というふうに私はこれで思いましたので、今ちょっとばらばらと聞いてしまいましたけれども、そういういた疑惑にちょっと答えていただければ、私としては、悪意のないところで起つたことに関しては、理解したかな、そんな感じですね。

以上です。

○小島委員長 説明を受ける前に、開会して1時間以上過ぎました。

ここで10分休憩いたします。

再開は、11時20分といたします。

(午前11時09分)

○小島委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時20分)

○小島委員長 大島委員の再質問の説明、よろしくお願ひいたします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

ご説明いたします。

まず、工事検査についてですが、工事検査は令和3年7月6日に行われた。

この検査をするに当たって、何を使用して検査をしたかということで、大島委員おっしゃるとおり、令和3年7月1日に提出された工事資料、こちらをもとに検査をしてございます。

工事完成の令和3年6月1日というのは、業者さんのはうから見積書の提出がありまして、この見積書で、6月1日にこの工事、「これが工事が終わった分の見積りになります」ということで、これは11日の月曜日には、一度お配りして、回収させていただいたものなのですが、6月1日の時点では1億5,400万円という見積書になってございました。

これは、国庫事業と附帯工事、既に済んでいる4件の工事も含まれたもの。

この時点では、含まれたもので、6月1日に見積書を提出いただいた。

その後ですね、この工事について、既に終わっている4件の事業を差し引いたものが、追加の施工ということで、その追加施工分として、工事の資料を7月1日に提出いただいたということです。

この6月から7月までの間に、もちろんこの見積書により、担当者のはうでも、追加施工分がどのくらいの金額になるのかということで、きちんと精査をして、業者さんから提出された資料と突き合わせて確認をしております。

次に、令和5年3月10日に、工事担当者のはうから、私に報告があつて、この事案を把握してからの報告が、市長、副市長に報告がいくのが、5月の9日であったということなのですが、ここにつきましては、私のほうでは、業者さんのはうの言っている未精算金額と、私のはじいた未精算金額、市のほうでいくら払っているかというものを調べたものの金額が730万円ほど違うということを、月曜日、お話しさせていただきました。

その730万円違うのが何なのかというのをちょっと調べるのに時間がかかっていたということなのですが、先ほどの資料の、黄色のファイルの2ページを見ていただくと、5月の8日に、さらに、業者さんのはうから未精算金がある旨の通知を受領しているのですね。

これをいただいて、もうこれはさすがに市長まで報告しなければならないということで、即、次の日に報告をさせていただいたということで、何とか「未精算金が本当にこの額なんだ」というのをわかった状態で伝えようと私のほうで努力したのですが、時間がかかってしまったことは確かに申し訳ありません。

それと令和4年に、全く動きがなかったということが残念ということなのですが、この部分に関しても、私のほうでは謝る、おわび申し上げることしかできないで、本当に申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。

○小島委員長　はい、大島委員。

○大島副委員長　すみませんです。

多分、その感覚が、今のちょっと違うのだと思うのですよ。

未払いになっているのが、もう1年以上続いているのに、金額の内容がどうのこうの状況ではないんですよ。とりあえず遅れたことを報告しないと、1年以上も遅れて、しかも、結果的に2年も遅れるようになっているから。

遅れたことをまず報告して、それから、「その原因については調べます」というのが筋だと私は思いますよ、それは。

真面目にその原因も調べたかったというのはわかりますけれども、普通だったら、やっぱりそのルール、そこが多分ね、違っているから、こういうふうになってしまっているのですよ。

それと、「契約書がないから、果たして契約ができるのかどうか」ということを言っていますけれども、これ、災害復旧による正当な理由ではないですか。

担当者は、嘘の発注をして、キックバックをもらうとかそういうのではないのだから、正当な発注をしているのに予算がなかったら追加補正するのは当たり前ではないですか。

何で正当な理由のもとで報告ができなかったのかが、そのところがちょっと理解できないですよね。

多分、そのところ、「予算がないところで発注しちゃって申し訳なかった」からと言って、予算がないって言っても、もう激甚災害で農家の方からは「早く作付したいんだから早く直してよ」って言われているわけですから、もう正当な理由のもとにやっている。

だけれども、「予算がない」って、予算が足らないのはわかっています。

だけれども、それは、今まで皆さんには、補正を組みながらやってきた、基金を取り崩したりしてやってきたわけですから、何でそのところで止まってしまったのかなというのはちょっと理解できんですね。

以上です。

○小島委員長 説明を求める？

○大島副委員長 コメントがあれば、何かコメントがあれば。

○小島委員長 説明、大丈夫ですか。

池澤農政課長。

○池澤農政課長 はい、大島委員おっしゃるとおりです。

報告をすぐに上げるというのは大切なことだということで、そのときの、すぐに報告を上げなかつたことは、間違いであると、今は理解しています。

当時、大きな金額でありまして、私のほうでも気が動転していたのは確かです。

それは言い訳にしかならないと思っております。

今後、このようなことがないように、十分注意をして、しっかり業務に当たりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい。

○大島副委員長 結構です。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。はい。

○鈴木委員 よかったら石川さん。

○小島委員長 はい、では石川委員。

○石川委員 今の大島委員のこととちょっと同じ部分なのですけれども、全協で配っていた資料、この黄色いファイルに入っている2ページの工事完了後の経緯の部分なのですけれども、今日いただいたこのフロー図の中で、初めてその工事資料提出が7月1日にあったというのを私は知ったのですけれども、これが、この経緯の中に入っていたといったというのが、どうやって、完成検査を適正に行ったのかなというのが、皆さん、結構気になっていたところだと思うのですね。

なので、7月6日の前に、7月1日に工事資料提出があったということと、その内容がどうだったのか、この前の見積書を回収されたのと同じように、一度は、この常任委員会にお配りいただいて、「あ、こういうことで業者は工事をしたという証明になってたんだな」という根拠を示してもらわないと、どうにも納得がいかなかったという点が1つ。

それと、同じくこの経緯の中で、やはり鈴木委員が一般質問もされましたように、「議会軽視なんじやないか」という思いは、やはりその、例えばこの、部長が把握されてから、市長、副市長に報告するまでに2カ月あって、それで、そこで、そこまで慎重に全部、その730万円の謎を解くこと、そこまでしなくとも、先ほど大島委員おっしゃったように、もっと早く報告してほしかった、それは市長に対してもそうですし、議会にも共有してほしかったなというふうに思います。

それで、この、でも、少なくともその730万円の謎も解けたのであれば、この5月の9日の時点、5月頃に「議会にも伝えようじゃないか」という、そういう議論はなかつたのですか。

ちょっとその2点をお聞きしたいです。

○小島委員長 説明をお願いします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

石川委員のご質問にお答えいたします。

全協のときでも、全員協議会のときでもお配りしたこの黄色のファイルの2ページの部分で、工事資料の提出が7月1日にあったことが抜けていることに関しては、本当に手落ちでございます。申し訳ありませんでした。はい。

それで、2つ目なのですが、こちら報告、議会への報告ということで、5月の時点で議会に報告すべきかどうかという議論がなかったかということにつきましては、私の記憶ではなかったと認識しております。

先ほどから、先ほどの大島委員のお言葉をいただいて、すぐに報告を上げるべきだったというのは、今の時点では十分理解しておりますが、その当時、そういった考えに

至らなかつたということなので、今後、そのようなことがないように、十分、気をつけていきたいと思いますので、大変申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 竹澤経済課長。あ、違う、経済部長、すみません、経済部長。ごめんなさい。

○竹澤経済部長 確かに時間がかかってしまったというのは本当に申し訳ないと思っております。

やはり議会に報告するに当たっても、今回資料のほうも用意させていただきましたけれども、こういったものをまとめ上げるのにも、結構、やっぱり時間を要しましたし、まず時系列で全てのこの出来事をまとめていった。その中で、要所要所だけをこういう形でまとめたものが、この2ページ目の資料という形になっていますけれども、実際にはもっと膨大な量のものがございます。

確かにおっしゃるように、そういう議論をしたかというと、そこまで深くはしてなかったかもしれませんけれども、やはり間に合うのであればというところはありました。

ただ、ちょうど6月・7月と立て続けになっていたというところも今年はあって、なかなかちょっと間に合うことができなかつたという事情もあるのも事実でございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 福田副市長。

○福田副市長 いろいろとご審議ありがとうございます。

最後ですね、今年、今年度の3月から今会議までの間の議会対応でございますけれども、私と市長との、この案件、報告を受けてからの話としては、なるべく早く、実際には、今、部長からあったように、今年の場合、6月・7月という議会になつてしまつたわけですが、できれば、7月議会ぐらいまでは報告できて、今、今回、12月議会でやっているようなことができればいいという考えは持っていましたし、そういう意味での議論といいますか、今お話になつているのは、そういうことではなくて、そういう整理ができる前に、「この案件が今浮き上がつています」というようなことを報告してはということなので、その部分は、今部長が言ったように、一定の、相手方もあるので、報告できるものの内容が、ある程度固まるまで無理かなというのはありましたので、いや、そうはいっても、「こういう案件があるんだ」ということを報告すべきだったということにつきましては、よく考えてみたいと思いますけれども、なるべく早く、今回出されたような資料を早くつくって、できれば7月、遅くとも7月議会には出したいなという話は、市長と私の間ではしておりますけれども、今回示させていただいたような内容と資料でございましたので、これだけの時間がかかつたということは、我々も仕方なかつたなというふうに思っておりますけれども、対応については、また、反省していくべきところはあるかなと考えております。

以上です。

○小島委員長 説明は終わりました。

いいですか。はい、石川委員。

○石川委員 ちなみにその工事資料については、委員長のほうで、資料を提出していただくとかつてお願ひしていただくことはできますか。

○小島委員長 今後、この工事、その資料のどの部分ですか。

○石川委員 7月1日に提出された資料、写真とか、いろいろなんだと思ひますけれども、それを。

○小島委員長 こういうやつ、こういうやつ、黄色いの。

○橋本委員 完成書類、完成書類。

○石川委員 ここには入っていないので、そこに抜け落ちていたその資料を見せていただくということは、この委員会の中ではどうでしょうか。

○小島委員長 はい。その7月の1日かな、完成資料、あ、完成資料だね。

○石川委員 工事資料。

○小島委員長 検査結果の調書、それは。

令和3年の7月1日に完成通知書があつて、工事資料提出が7月1日、この工事資料を提出することができますかということです。

池澤農政課長。

○池澤農政課長 部屋のほうに持ち込みをさせていただいておりますので、提示することができます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 今見たいか。

石川委員、もうちょっと確認してから、提供できるように資料。はい。

○石川委員 はい。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。はい、関口委員。

○関口委員 今の話を聞いていると、大島議員、石川さやか議員も言っているけれども、この間ちょっと私も聞いたのだけれども、課長とか、部長は、この現場をやったときから立ち会っているわけではないのだよね。途中からなのだよな。

それで、「申し訳ない」「ごめんなさい」とか、いろいろお話をしているのはわかるのだけれども、もう少しその前に、課長、部長になる前の人たちがどういうふうに考えているのか。

それで、結果的に、最終的に「こういうふうになりましたよ」ってなった話は聞いているのだけれども、そこら辺のところは、一番最初の肝心なところが、もう2人の意見の気持ちだけで、さっぱり、俺らのほうには伝わってこないのね。

そのことも聞いてないと、部長と課長は聞いた話をまとめていく、それは気持ちはわ

かる。

それで、市長と副市長にはもう、さっき言ったように、「やった時点のときから、それだけの金がかかってるんで、もうこんだけあれなんだ」としたらば、部長とか市長には、もう5月の9日よりも、やった時点でもう説明をするわけだよな。

そこら辺のあれを、機転を利かさないから、今みたく、こういう、延びてしまうのではないかなと俺は思うのだけれども、本当に部長と課長は一生懸命、今日は説明をしているけれども、その前の話ではないかなと私は思うのです。そこら辺のところをどのように考えているのか、ちょっと聞きたいなと。

○小島委員長 当時の担当職員の実態というか、それを引き継ぐときの、その実態調査ではないけれども、そこらの話を、いかに聞いているかということですよね。

説明、大丈夫ですか。竹澤経済部長。

○竹澤経済部長 おっしゃるとおりですね、私どもは令和4年度からという形になりますので、この事案が発生した時点の職員にも、もちろん聞き取りをしております。

それで、やはり当時の状況といいますのが、非常に多忙極める時期ということもありました。

本当に時間外勤務とか、そういうもののを見ましても、過労死するのではないかというようなレベルの状況の中で、本当に災害を6月に何とか復旧をさせようという想いでみんな一生懸命やっていたというのは、これ事実でございます。

それで、やはりその後、実際にその年度のちょうど切り替えのタイミングでこの事案が発生して、それで、そのとき、どうしてやらなかつたのかというのが、皆さん、共通の疑問で、私も当然そういうふうに思うわけです。

先ほど大島委員もおっしゃったように、同じような気持ちは私たちも持ちまして、「なぜ」というのも確認しましたけれども、やはりその、「こうだから」という明確な回答までは至らなかつたというのは、これ事実なのですね。

それで、やはりその少ない人数で多忙を極める時期ということもあって、通常であれば、おっしゃるような判断ができたと思います、私は。

ただ、そういうことも、疲労困憊でできないような状態であったのかなという推測はいたしますけれども、ただ、この未払いという、この事実の前では、いかなる理由も、やはりそれは言い訳にしかならないと思っておりますので、もう大変不適切な事務処理であったというふうに言うしかないと思っております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

よろしいですか。はい、関口委員。

○関口委員 今の話を聞いていると、過去のことだからどうのこうのではなくて、そのときに、例えば、建設部で違う職員にいっている人だの、いろいろいるんじゃない。

そういう人を、これだけのものをやっているときには、緊急的に集めて、どうだとか

こうだとかっていうのを、課長だの、部長あたりだったらできるのではないの。

そういうことは、その課の中で、精査してどうのこうのって、今やっているような感じだったのだけれども、やっぱりほかの、例えばですよ、建設部にいる人たちだと、ほかにも、市へいっているわけだよ。

例えば、土木から違うところにいったり、何かしている人たちにも、集まつてもらって、緊急のときにはこういうものは先回りしてやるのが本当ではないかなと思うのですよ。

そこら辺のところをどのように考え、これから、例えば、やるにしても、どういうふうにやっていくのかは知らないけれども、そういうことも考えていかなくてはならないのではないかなと思うのですけれども、よろしくお願ひします。

○小島委員長 説明をお願いします。竹澤経済部長。

○竹澤経済部長 おっしゃるところのことは、ごもっともだと思いますので、今後、そのような体制を組んでいきたいと思っております。はい。

それで、このときも、実際に我々だけでは判断できない部分というのも当然ありましたので、ほかの部局のほうにも、一緒に集まつてもらって、確認をしながら進めた部分も当然ございます。

もっと早い段階から、そういうものをやっていればということだと思いますので、それは十分に反省をしております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい。

ほかに質疑はございませんか。橋本委員。

○橋本委員 先ほど鈴木委員も言いましたが、この同じような事例が、すみません。

岡山県の高梁市でありますと、令和5年9月にも、工事請負代金の未払いの、高梁市が、令和5年9月に工事代金未払いの問題がありました。

その経過なのですが、高梁市の11月の広報によると、9月8日に市長が、議会に未払いの事案の発生を報告したということになっています。

事件が判明したのは令和5年5月。

それから4カ月後に、市長が議会に報告したんですが、鹿沼市、今まで、3月に判明して、今までなかなか報告できなかったということで、副市長からいろいろお話をありがとうございましたが、それで話そうとしたということはわかります。

それで、そのとき、高梁市の9月の市長報告では、補正予算や賠償金の議案は提出されていません。

これは、議会に報告した後、審議をしてもらうまでは、補正予算や賠償金の議案は提出しないということで、これが本来の姿ではないかと思います。

鹿沼市では、どうして議会の審議を待たずに、補正予算や賠償金の議案が提出されてしまったのか、お伺いしたいと思います。

○小島委員長 説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願ひいたします。

同じような事例で岡山県の高梁市で、確か平成28年でしたかね、まず最初に1億円の工事費未払いがありまして、その後、同じような案件で3,000万円の未払いがあるということで、報道で大きく取り上げられました。

それで、当時の流れなのですが、恐らく工事費の未払いについては、最初の1億円の未払いについては、補正予算が出されていると思います。

ただ、鹿沼市と違うところは、遅延損害金の請求は、業者からなかったということで、把握をしております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員 わかりました。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。はい、宇賀神委員。

○宇賀神委員 はい、宇賀神です。よろしくお願ひします。

3人の職員が、報告が遅れたとか、職務怠慢だとかっていう、今話ですけれども、そこに至るまでには、その3人が、この内容に対して忘れていることはないと思うのですよ。

忘れて遅れたということはないと思うのですけれども、何らかの理由があって、みんな、その口に出せない遅れる理由があったのではないかなど私は思うのですが、できればその3の方からお話を聞きたいのですけど、そこら辺が私の考えて思うところです、解決に結びつくようなところではないかな。

それから、この、そういうために遅れたとかってなっていくのが、順番じゃないかなと思うのですけれども、その辺よろしくお願ひします。

○小島委員長 このことについては説明できますか。

参考人という形かな。

竹澤経済部長。

○竹澤経済部長 ただいまの質問にお答えしますけれども、この3人の職員から直接お話を聞きたいということですか。

○小島委員長 宇賀神委員。

○宇賀神委員 はい。私はそういう気持ちがあるのですけれども、無理は無理でいいのですけれども、何らかのそういう、上司に報告できないとか、書類を提出できないとかっていう、問題が3人の中ありますて、何にもなければ、スムーズにいっているわけだと思うのですよ、忘れているわけはないと思うんで。

ですから、その辺の本心がその本人、本人たちの気持ちが知りたいというのが本音でございます。

○竹澤経済部長 今回、公表しているものは職名だけという形になっておりますので、3

人から直接お話をということはちょっとといかがかなとは思います。

それで、あと、忘れているとか、そういうことではなくて、予算がない、年度で、年内に契約をできなかったことによって繰り越し処理ができずに、予算がない状態で、次の年度を迎えてしまったということが、今回の事案の根本たる原因なのですね。

それで、もちろん予算があれば、その場で普通にできた話だと思います。

そういったことがあって、さっき私がお伝えしたように、3人から聞き取りをした結果としては、「そのときはもうお支払いは後日対応するということを伝えるに留まってしまったんだ」というところなので、特に何かしらの意図があったとか、そういうことはないと思っております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 福田副市長。

○福田副市長 今、竹澤部長からお話のあったとおりなのですけれども、今回、まず、その3人については、基本的に公表を控えさせていただきながら、処分をさせていただきました。

まず、そこはご理解いただきたいと思います。

そして、今回の、今、疑問に思われていることなども含めて、事情聴取を人事部門等も含めて行った結果、そこにつれてきたものが、今回、何度も説明している内容です。

それで、我々もその報告を受けているので、今まで農政課長や部長が説明してもらった理由以外のものは、その本人からの事情聴取の中でも出てきませんし、私の感覚としても、当時の状況から考えると、それ以上の理由はなかったというふうに確信をしております。

以上です。

○小島委員長 説明は終わりました。

宇賀神委員。

○宇賀神委員 はい。とりあえず、ちょっと理解はできないのですけれども、説明はわかりました。ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 はい。今、池澤課長のほうで、この間もよく聞きましたけれども、本当に、自分の職務怠慢だということで認めて、何か、池澤さん、全部1人でかぶっている感じする、本当にすごいかわいそうな気がするのですけれども、こういう形で、行政の落ち度ということで認めるのであれば、僕は議会でも言いましたけれども、本来その払うべき必要のないお金のその遅延損害金、今回職員が合計で100万円、市長、副市長で150万円、それはいいとしても、この500万円というのは、本当に払う必要のないお金だと僕は思っております。

ですから、これは職員から、これ請求するのは、これ本当に酷ですから、これは本当に市長、副市長が10分の3でしたっけ。

例えば、退職金とかね、そういう形で、僕は払うのが筋なのではないのかなと、払うべきものではないから。

だから、血税から出すべきものではありません。

そこはどういうお考えなのか、ちょっとお聞きします。

○小島委員長 説明大丈夫ですか。

鈴木委員、今の質問なのですけれども、また 115 号で、その遅延に対してのは取り上げるので、今ここで。

○鈴木委員 僕、いないので、いないので聞いてしまいました。

○小島委員長 ああ、そうか。

○鈴木委員 いないので、ごめんなさい。

とりあえず、聞いておいてください。

○小島委員長 そうですね。

○鈴木委員 聞いておいてください。

○小島委員長 はい。

○鈴木委員 僕はちょっと今日、所用があるので。

○小島委員長 115 号で、この件につきましては聞きます。何か午後、欠席するということでございますから。

○鈴木委員 ごめんなさい。最後の授業参観だという。

○小島委員長 ほかに質疑がなければ。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 107 号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり。

ちょっと待ってください。はい。

ちょっと待って。

(棄権する委員退室)

今棄権をしたいという方がいましたので、ちょっと場を、ちょっと頓挫してしまいましたけれども、では、戻ります。

議案第 107 号中産業建設常任委員会関係の予算について。

○石川委員 資料はどうなってしまうのですか。

○小島委員長 資料は、常任委員会ではなく、議長のほうへ通して、議長のほうから私のほうへということで、今報告を受けました。

ですから、今、常任委員長のほうではなく、それ。

○大島副委員長 待って、そうすると、さやかさん、判断できないということ。

○小島委員長 判断、今ないと判断できないという。

はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

その資料を見てから判断したいので、議長にその資料の提出をお願いしたいです。依

頼してほしいです。

○小島委員長　はい。

それでは、暫時休憩いたします。

ちょうど時間もお昼になりますので、昼食の休憩といたします。

それで、資料を準備していただきたく、議長、そして、常任委員会という形で、まだ待って、資料の提供いたします。

では、採決しないので、3人の棄権したい委員、中へ入ってください。

(棄権した委員入室)

○小島委員長　3人の方、お戻りになったので、今107号につきまして、採決をしようと思ったのですけれども、先ほどの資料提供を見てからの判断ということもございましたので、採決をとる前に、資料提供、お昼休みに資料提供の準備をしていただきたいということで、暫時休憩し、昼食にいたします。

再開は、午後1時といたします。

そして、採決から始まります。よろしくお願ひします。

(午前1時55分)

○小島委員長　休憩前に引き続き再開いたします。

(午後　1時00分)

○小島委員長　先ほど採決をするという運びまでいっていましたけれども、まだ質疑があるので、質疑を許します、107号について。

はい、石川委員。

○石川委員　先ほど委員全員で計画書を見せていただいて、それで、単価に関するこども、いろいろな県の基準とかがあって、明確であって、その単価でやっていて、数量に関しては、その業者のほうが上げてきた見積りの内容をそのまま採用しているということだったのですが、それは、今回のことが特別にというわけではなくて、どの現場もそのように行われているということで、ちょっと再度確認をお願いします。

○小島委員長　はい、説明を求めます。池澤農政課長。

○池澤農政課長　農政課長の池澤です。

石川委員のご質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、どの現場においても見積りの数量ということでやらせていただいているります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長　はい。よろしい、はい、石川委員。

○石川委員　はい、わかりました。

そうですね、見せていただいて、すごく写真とか、計測した数値とともに物すごく細かく、実際に行われた現場の写真も見せていただきましたので、納得できました。ありがとうございました。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

改めますけれども、農政に今特化しているような感覚にとらわれていますけれども、環境とか、建設とか、下水道、委員の皆さん、そちらに質疑はございませんか。

はい、石川委員。

○石川委員 28 ページの 8 款土木費の一番下の公園緑地維持管理費のところですね、ちょっと詳細を、星の宮公園の大型遊具の件などを教えてください。

○小島委員長 説明を求めます。山田整備課長。

○山田整備課長 整備課長の山田です。よろしくお願ひいたします。

石川委員の質疑にお答えいたします。

公園管理費の内訳についてでございますが、こちらは大きく 2 つございます。

まず 1 つ、文化橋町の市民情報センター南側から国道 293 号線に至るところに、せせらぎ水路というものがございます。

この水路に木橋が 2 橋ほどかかっておりまして、この水路が、木橋に、大雨の際に、流下物が引っかかって、過去に水害をもたらしたことがございます。

現在は、両端の木橋の手すりが腐ってきておりまして、一部こちらで補強をして、安全性を確保した上で、ご使用をいただいているところですが、地元のほうからも、過去に水害があったことから、撤去をしてほしいという申し出を受けまして、自治会長が全員の同意をとりまして、撤去することとなりました。

もう 1 つは、星の宮公園の大型遊具なのですが、これが足場の木の部分が腐ってきておりまして、今使用不能な状態になっております。

星の宮公園は利用者数も非常に多くて、市民の皆様の憩いの場となっておりますので、早急に対処したく、補正として上げさせていただきました。

以上、説明を終わります。

○小島委員長 整備課長、金額の内訳も。

○山田整備課長 金額の内訳ですが、木橋の撤去が約 2 橋で 500 万円ほど、大型遊具の補修が、残りの 107 万 5,000 円となってございます。

以上、説明を終わります。

○小島委員長 はい。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。はい、石川委員。

○石川委員 すみません。26 ページの真ん中辺のし尿処理施設の反応槽と混和槽の这样一个を少し詳細をお願いします。

○小島委員長 説明を求めます。はい、橋本廃棄物対策係長ではないのか、ごめんなさい。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 石川委員の質問にお答えいたします。

し尿処理施設反応槽清掃業務委託のほうなのですが、反応槽、まず槽のほうなのですが、反応槽というのは、汚泥に微生物の入った泥、これですね、活性汚泥といいますが、

と酸素を入れてかき混ぜて、微生物が、汚水中の汚れを栄養として吸収することによって、汚水の汚れを減少させる槽のことです。

この槽なのですけれども、この槽の清掃のほうは、毎年やっているわけではなくて、槽の汚れた状態になったときにやるような感じになっています。

今回、汚泥のほうを下水道処理施設のほうに流して、一緒に処理しましょうということでやっておりまして、そうすると、この槽自体が必要なくなる、使わなくなってくる。

ただ、使わなくなってくると、今度槽を汚れたままにしておくと、槽自体も傷めたりしてしまうので、それをきれいに一度掃除をして、そのまま置いておくようにするために、今回補正で清掃のほうを上げさせていただきました。はい。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

よろしいですか。

○石川委員 ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

はい。池澤農政課長。

○池澤農政課長 申し訳ありません。

先ほどの私の石川委員の説明のところで、誤解を招く恐れがあるので、発言追加させていただいてもよろしいでしょうか。

○小島委員長 はい、どうぞ。

○池澤農政課長 私、先ほど、どの現場も同じようにやっておりますということで申し上げたのですが、どの現場というのは、本体の国庫災害工事は除きます。

こちらはきちんと設計をしているものなので、この部分を除いて、附帯工事、市の単独事業で、附帯工事と出したものに限ってということで、お願ひいたします。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい。よろしいですか。

○石川委員 はい。

○小島委員長 はい。

ほかに質疑がなければ、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

採決をする前に、棄権をしたい方がいるので、ちょっとお待ちください。

(棄権する委員退室)

○小島委員長 議案第 107 号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 はい。賛成多数と認めます。

したがって、この 107 号は可とすることに決しました。

次に、議案第 109 号 令和 5 年度鹿沼市公設地方卸売市場。

すみません。中へ入ってください。ごめんなさい。

(棄権した委員入室)

○小島委員長 次に、議案第 109 号 令和 5 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計

補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

それでは、議案第 109 号 令和 5 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、公設地方卸売市場事業費特別会計の 3 ページをお開きください。

今回は歳入のみの補正となります。

以下の段から説明いたします。

右側説明欄記載の本特別会計の前年度の繰越金が確定しましたので、3 款 繰越金 1 項 1 目 繰越金を 198 万 6,000 円増額いたしまして、それに伴い、上の段になるのですけれども、2 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金を、同額の 198 万 6,000 円減額するものであります。

以上で、本補正予算についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は受け付けいたします。

質疑ございませんか。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 109 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 109 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 114 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第 114 号 「令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」ご説明をいたします。

別冊となっております、「令和 5 年度補正予算に関する説明書」、こちらのほうをお願いします。

○小島委員長 はい、いいですよ。

○倉澤企業経営課長 それでは、めくっていただきまして、今回の補正につきましては、下水道企業会計システム及び下水道台帳システム関連機器の更新を行うため、債務負担

行為を設定するものであります。

以上で、議案第 114 号 「令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」、説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○小島委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 114 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 114 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 115 号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

説明させていただきます。

議案第 115 号 損害賠償の額の決定及び和解についてご説明いたします。

本議案は、令和元年東日本台風により被災した農地等の復旧工事において、工事請負代金の支払いの遅延により生じた、議案書記載の相手方の損害に対し、損害賠償の額を 513 万 5,300 円と定め、和解するものであります。

この額の積算につきましては、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律に定めのある遅延日数と、財務大臣が決定する率で計算することとされており、本件のケースに当てはめますと、遅延日数は 864 日、利率は年 2.5% となります。

以上で、議案第 115 号 損害賠償の額の決定及び和解についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 115 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 115 号 令和 5 年度については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 119 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。

議案第 119 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

市民プールを除く千手山公園の指定管理者として、令和6年4月1日から5年間、一般社団法人 鹿沼市観光協会を指定するものであります。

候補者の選定は公募でありましたが、1団体のみからの申請がありました。

以上で、議案第119号 指定管理者の指定についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。よろしくお願ひします。

審査結果の選定結果の書類審査のところで、4番と8番の点数が低いのですけれども、なぜ点数が低いのか教えていただきたいと思います。

○小島委員長 説明を求めます。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。

4番につきましては、サービス、施設運営の計画及び経費の節減ということで、経費の節減に関しましては、市のほうから提示をさせていただいた募集の上限額と申請をいただいた額が同額だったということがあり、指定の点数は低くなっています。

8番につきましては、専門的分析ということで、指定管理選定委員会の中で、中小企業診断士の委員さんの診断ということで、こちらにつきましては、なかなか部内ではわからない点数にはなっているのですけれども、その辺のことが、その中、なんだろう、経費の部分で、点数がちょっと低くなっていると考えております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員 ありがとうございました。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第119号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第119号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第120号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。

議案第120号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

屋台のまち中央公園の指定管理者として、令和6年4月1日から5年間、一般社団法人 鹿沼市観光協会を指定するものであります。

本施設は、彫刻屋台の保存・活用並びに地域の活性化を目的とした施設であり、観光協会の事業目的と合致していること、また、本市を代表するイベント「鹿沼秋まつり」のPR拠点であることから、管理・活用する団体として、鹿沼市観光協会が担うことが

適當と考えられるため、非公募となっております。

以上で、議案第 120 号 指定管理者の指定についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

順次発言を許します。橋本委員。

○橋本委員 先ほどと同じなのですけれども、やはり 4 番と 8 番の点数が低い理由について、教えていただきたいと思います。

○小島委員長 説明を求めます。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。

先ほどの千手山公園と同じ指定管理者ということでありまして、4 番の施設運営の計画、経費の節減というところで、こちらも募集のあった金額、公募をした金額と、申請された額が同額だったということで、点数が 4 番については低くなっています。

そして、8 番につきましては、やはり、先ほども申し上げましたとおり、中小企業診断士の委員さんがおられまして、そちらの方の委員のほうからの意見をもとに点数をつけた結果、このような数字になったということでございます。

以上で説明を終わります。

○橋本委員 ありがとうございました。

○小島委員長 はい。ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 120 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 120 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 121 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

議案第 121 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

鹿沼市水田作近代化施設（大規模乾燥調製貯蔵施設）の指定管理者として、令和 6 年 4 月 1 日から、5 年間、上都賀農業協同組合を指定するものであります。

上都賀農業協同組合は、平成 6 年 3 月、本施設の設置当初から、施設の管理を行っており、本市及び日光市においても同組合直営のカントリーエレベーターを操業していることから、安心安全な米麦の乾燥調製、保管、品質管理を行う上で、同組合に管理運営を委託することが最善であることから、非公募となっております。

以上で、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

順次発言を許します。

ありませんか。

(「同じ、聞くの同じなので」と言う者あり)

○小島委員長 はい、はい、じゃ、いいね。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第121号について、原案どおり可とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第121号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第122号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

議案第122号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

鹿沼市水田作近代化施設（大規模乾燥調製貯蔵施設を除く）の指定管理者として、令和6年4月1日から、5年間、有限会社農業生産法人かぬまを指定するものであります。

有限会社農業生産法人かぬまは、本市における農地流動化の最大の受け手であるとともに、水稻等の土地利用型農産物の生産者であり、経営面積約420ヘクタールにおいて、水稻、大麦、ハト麦、大豆、そば 及び飼料作物等の作付を行うなど、多角的な農業経営を行う優良組織であることから、水稻の育苗、ハト麦などの乾燥調製及びこれらの製品検査を行う当施設の有効活用を図る上で、同法人に管理運営を委託することが最善であることから、非公募となっております。

以上で、議案第122号 指定管理者の指定についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第122号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第122号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第123号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

議案第123号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

鹿沼市粕尾ふれあいの郷交流施設の指定管理者として、令和6年4月1日から、5年間、粕尾ふれあいの郷づくり推進協議会を指定するものであります。

粕尾地域の産業振興及び地域活性化を推進する上で、粕尾地域の住民が立ち上げた同協議会に管理運営を委託することが最善であることから、非公募となっております。

以上で、指定、失礼しました、議案第 123 号 指定管理者の指定についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

順次発言を許します。

質疑はございませんか。

はい、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 123 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 123 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 124 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。福田林政課長。

○福田林政課長 林政課長の福田です。

議案第 124 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

かぬま手づくりの里の指定管理者として、令和 6 年 4 月 1 日から 5 年間、かぬま手づくりの里運営委員会を指定するものであります。

なお、指定に当たりましては、かぬま手づくりの里運営委員会は、「かぬま手づくりの里」の運営を通じて、加蘇地区の活性化を図ることを目的に組織された団体で、施設設置の目的と団体の方針が一致しており、その管理運営を担うことが適当であるため、非公募となっております。

以上で、議案第 124 号 指定管理者の指定についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

順次発言を許します。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。よろしくお願ひします。

先ほどと一緒になのですけれども、4 番については大体わかったのですけれども、今回 1 番も低いのですけれども、その理由をお聞かせください。

○小島委員長 説明をお願いします。福田林政課長。

○福田林政課長 今、1 番でよろしいですか。

○橋本委員 はい。

○福田林政課長 はい。

1 番につきましては、財政状況、経営状態等を評価するもので、前事業年度のうち、貸借表ですね、それから損益計算書、事業報告書、財産目録、申請団体の経営状況を、主とした視点として評価されたものになっております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員 ありがとうございました。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 124 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 124 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 125 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。

議案第 125 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

出会いの森総合公園及び出会いの森親水公園の指定管理者として、令和 6 年 4 月 1 日から 3 年間、特定非営利活動法人 出会いの森管理協会を指定するものであります。

出会いの森管理協会は、本施設の供用開始と同時に地域住民により組織をされ、本施設のみならず、大芦川の対岸山林の自然景観や環境保全を図り、市西北部地域の活性化に寄与することを、その設立目的としております。

地域の特性を熟知しており、これまでのノウハウを生かしたサービスの提供により、施設の設置目的を達成できると判断できることから、非公募となっております。

以上で、議案第 125 号 指定管理者の指定についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 125 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 125 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 126 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。

議案第 126 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

鹿沼市水源地域振興拠点施設の指定管理者として、令和 6 年 4 月 1 日から 5 年間、株式会社スノーピークを指定するものであります。

本施設は、設計段階から民間業者のノウハウを取り入れることを目的に、令和 3 年に公募型プロポーザルにより指定管理予定者を募集した結果、株式会社スノーピークを指定管理予定者に選定をしており、非公募となっております。

以上で、議案第 126 号 指定管理者の指定についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第126号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第126号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第133号 鹿沼市空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 建築課長の湯澤です。よろしくお願ひいたします。

議案第133号 「鹿沼市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和5年6月14日の「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布に伴い、新規で追加するもの及び、法律から引用している条の番号を法改正後の番号に修正するために行うものであります。

法律の改正では、居住目的のない空家の増加に対応するため、所有者の責務強化や空家等の活用拡大、空家等の管理の確保、特定空家等の除去など、空家対策を総合的に強化するために、複数の条項が追加されます。

また、空家等の管理の確保には、新規で、特定空家等になる恐れのある空家等を、「管理不全空家等」として認定し、指導・勧告することができるという内容が追加されています。

今回の条例改正の内容につきましては、「管理不全空家等」の認定方法の追加と、法律から引用する条の番号の修正を行います。

施行日につきましては、公布の日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

順次発言を許します。はい、石川委員。

○石川委員 特定空家になる恐れのあるものを、管理不全空家というふうに言うのだと思うのですけれども、その定義といいますか、もう少し詳しく教えてください。

○小島委員長 説明をお願いいたします。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 石川委員のご質疑にお答えいたします。

管理不全空家ですが、所有者による維持管理がされていない建物などで、倒壊など、著しく保安上危険とまではいかないものの、屋根が変形しているですとか、外壁の一部が剥落しているですか、そういう状態で、そのまま放置されると、行く行くは、

特定空家、危険な空家ですね、となる恐れのある空家のことであります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明、はい、石川委員。

○石川委員 そうすると、大分範囲が今までより広がるということでおろしいですね。

○小島委員長 説明を求めます。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 石川委員の質疑にお答えします。

そうですね、これまで、特定空家に認定されている通常の空家で、管理がされていない空家があった場合に、屋根が壊れていったり、外壁が剥がれそうになっていたりしている、対して空家に対して、今まで適正管理のお願いを、お願いという形でしていました。

空家については個人の財産、資産であるために、第三者は手を、基本的に手を出せないものなのですが、今までそういった適正管理のお願いということをしていましたが、管理不全空家というものが定義されましたので、その管理不全になった場合には、認定された場合には、今度指導というものができるようになります。

ちょっとランクが上がるといいますか、指導で、指導を再三しても、まだそれでも改善されない空家は今度勧告までできることになっておりますので、空家の所有者の方にとって、今までお願いという形だったものが、もう少しちょっと強いこの指導、勧告というところがありますので、そういった中でちょっと空家の適正な管理が、これまで以上に進むことが期待されております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。はい、大島委員。

○大島副委員長 ちなみに、今までそれで指導とか、勧告した事例というのはあるのですか。

○小島委員長 説明を求めます。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 大島副委員長のご質疑にお答えいたします。

管理不全空家というものは、今回の法改正で初めてできるものでありますので、これから、そういった認定された建物が出てくるかと思いますが、危険な建物といえば、特定空家などに認定された場合に、その指導、勧告、最終的に命令までいくものなのですけれども、これまでに指導、そうですね。

これまでに、はい、指導まではありますけれども、勧告までいった事例はございません。

特定空家のほうは、はい、これまで、平成29年度から、認定とかが始まりまして、全部で29件の特定空家がありますが、そちらに対しての指導は行っていますが、勧告はしておりません。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい、説明は終わりました。

よろしいですか。

○大島副委員長 大丈夫です。

空家ではないけれども、堆肥化センターは崩れそうだから。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 133 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 133 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 139 号 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

議案第 139 号 「鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の一部改正については、廃棄物処理手数料を改正する内容がありますので、追加資料をもとに概要をご説明させていただきます。

資料 21 ページの新旧対照表にあわせて、追加資料「議案第 139 号関係 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

○小島委員長 はい、どうぞ。

○金子廃棄物対策課長 まず、最初に「議案第 139 号関係 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」という資料をご覧ください。

その、最初に 2 の改正の趣旨からご説明いたします。

本市では、昨年 10 月に「家庭系持ち込みごみの有料化」を導入し、ごみの排出の抑制や資源の有効活用など、市民・事業者・行政の協働による 3 R の推進をしたところあります。

5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行され、経済状況が正常に戻りつつあることから、今回の事業系ごみと家庭系ごみとの処理手数料（以降手数料とします）の均衡を図り、あわせて家庭系粗大ごみにかかる自宅引き取りとクリーンセンターへの持ち込みとの均衡等を図るため、手数料の見直しを行い、条例を改正するものであります。

次に、改正の内容についてですが、新旧対照表をご覧ください。

改正の概要につきましては、1 つ目として、新旧対照表 21 ページ、第 3 条から 5 条の「責務規定」です。

こちらにつきましては、昨今の廃棄物処理にかかる社会情勢の変化及び令和 5 年 8

月7日付、産業建設常任委員会継続調査報告書の「ゼロ・ウェイスト（資源循環型）のまちづくり」の推進にかんがみ、本市並びに市民及び事業者にかかる責務規定を改正するものであります。

2つ目は、22ページ、第7条及び、24ページ、別表関係の「資源物の規則への委任」です。

資源物は、その種類にかかわらず、手数料が変わらないため、条例中に明記せず、規則に委任することとしました。

3つ目は、23ページ、第8条関係の「本市が運営する一般廃棄物の規則への委任の廃止」です。

本市が市民の自宅に赴き、収集・運搬する一般廃棄物については、その種類に応じた手数料を条例別表に定める必要があるため、当該一般廃棄物の規則への委任を廃止し、条例で定めることとしました。

4つ目は、24ページ、別表関係の「手数料の額の改定及び事務の廃止」です。

あわせて追加資料「議案第139号関係 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

こちらにつきましては、家庭系持ち込みごみの有料化を行った際、コロナ禍による経済状況等を考慮し、事業系ごみの手数料を据え置きしたことにより、事業系ごみと家庭系ごみに差異が生じていることから、手数料の均衡を図るため、事業系燃やすごみの持ち込み手数料を10キロ当たり220円から300円へ、資源物のうちペットボトル・缶類を10キロ当たり150円から250円へ、資源物のうち新聞・雑誌・ダンボール・布類を10キロ当たり無料から250円へ改定します。

次に、家庭系粗大ごみの自宅引き取りについても、コロナ感染拡大防止や粗大ごみ処理施設の基幹改良工事による受け入れ休止があったことから、手数料を据え置きしたことにより、持ち込みの手数料との間に差異が生じています。

家庭系粗大ごみ等などにかかる自宅引き取りとクリーンセンターへの持ち込み手数料との均衡を図るため、家庭系粗大ごみ引き取り手数料を1個当たり200円から500円へ改定します。

さらに、家庭系ごみの引き取りのうち、2トン車による個別回収を廃止します。

これにつきましては、現在、回収の依頼が個人ではなく、遺品整理業者等による利用が大半を占め、かつ、手数料の額が民間に比べ著しく安価となっているため、廃止するものです。

5つ目は、「引用条項の整理」です。

こちらにつきましては、引用する法律の条項のずれ、条文の文言等について整理を行うものです。

最後に、今後の日程については、本会議での承認後、令和6年4月1日からの施行に向けて、市民や事業者へ向けて、広く周知してまいります。

また、経過措置としまして、施行日より以前に収納した「家庭系粗大ごみ等にかかる自宅引き取り」にかかる手数料について、従前の例による旨を定めることとしました。

以上で、「鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」についての説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○小島委員長 説明は終わりました。

順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑がないようです。

お諮りいたします。

議案第139号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第139号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、産業建設常任、はい。福田副市長。

○福田副市長 よろしいですか。

○小島委員長 はい。

○福田副市長 委員長のお許しをいただければ。

○小島委員長 はい。

○福田副市長 一言発言をさせていただきたいと思います。

本委員会におきましては、議案第107号、そして、議案第115号にかかる未払い問題の事案につきまして、ご審議をいただきました。

この案件、何度も申し上げましているとおり、いかなる状況下であったとしても、また、どんな理由があったとしても、そして、想定外だったということだったとしても、不適切な事務処理でありまして、職務怠慢事案として、市といたしましても、重く処分をさせていただいたところであります。

この件に関しては、改めておわびを申し上げたいと思います。

特に、この産業建設常任委員会、小島委員長、大島副委員長をはじめ、委員の皆様には、現地の確認を含めて、事前の調査の時間も割いていただきました。

大変ありがとうございました。

経済部長以下、担当の職員におきましても、全てを明らかにするために、徹底した資料づくりをするようにという指示もさせていただきまして、今日の審議も含めて、十分な対応をさせていただいたつもりでございます。

今後につきましても、先ほどの質疑の中で、再発防止についても触れられました。

そうしたことを早急に進めるとともに、私としては、さらに市役所全体のホウレンソウ、いわゆるホウレンソウなどを含めた、適正な事務執行の体制づくりに、今後も努めてまいりたいと考えております。

今回の委員会につきましては、慎重な審議、そして、適切なご指導等、大変ありがとうございました。

時間をとっていただきまして、ありがとうございます。

○小島委員長　はい。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(閉会　午後　1時49分)